

身近な人権について考えましょう

誰もが幸せに生きるため、生まれながら平等に持っている人権。一口に人権と言っても、その種類は様々です。皆さんのすぐ近くにある人権について、考えてみてください。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

女性の人権

私たちの周りでは、男女の役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えるとといった無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による様々な人権問題が発生しています。女性に対するセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントに加え、ストーカー行為やDVなどの犯罪行為も重大な人権侵害に当たります。性別に関わらず、互いに尊重し合えるよう、考えていきましょう。

子どもの人権

子どもの人権をめぐる問題として、いじめや体罰、児童虐待、児童ポルノ等の性被害などがあります。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、家庭・学校・地域・関係機関等が連携し、人権尊重の視点から取組を進めることが必要です。次世代の担い手となる子どもたちの健やかな成長のため、社会全体で支援していきましょう。

インターネットを悪用した人権侵害

インターネット上に、個人の名誉・プライバシーを侵害する書き込みや、差別を助長する表現が掲載されることがあります。特に近年は、無料通話アプリ等を使った子ども同士のいじめや、いわゆるリベンジポルノとされる画像の流出・拡散が問題になるなど、インターネットの匿名性・情報発信の容易さを悪用した人権問題が、社会的に大きな影響を与えています。

個人の名誉やプライバシーを守るためには、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

性的指向・性自認

性的指向(恋愛・性愛で、いずれの性別を対象とするか)・性自認(自分の性別をどう認識しているか)などを理由とする偏見や差別を受けて、悩んでいる人がいます。性的指向・性自認は人により様々で、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性の多様性について、正しく理解し、偏見や差別をなくしていきましょう。

外国人の人権

言語や文化、宗教、生活習慣の違いなどにより、外国人に対する差別や偏見が生まれることがあります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会的問題となっています。私たち一人ひとりが文化等の違いや多様性を受け入れ、互いに理解し合うことが大切です。

ホームレスの方の人権

自立の意思がありながら、失業や家庭問題などの事情により野宿生活を余儀なくされているホームレスの方(路上生活者)がいます。平成14年には「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」が制定され、様々な支援が行われてきました。区でもホームレスの方の置かれている状況や自立支援の必要性について理解を深めるための啓発に努めるとともに、人権啓発活動にも努めています。

しかし、偏見や差別から、ホームレスの方への嫌がらせや暴力事件などの人権侵害が区内でも発生しています。社会的に弱い立場に置かれているホームレスの方に対する理解は、まだ十分とは言えません。理解を深め、誰もが人として尊重される共生社会を実現しましょう。

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別であり、日本固有の重大な人権問題です。現在もなお、インターネット上の差別的書き込み等があり、基本的人権を侵害されている方がいます。

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」は、部落差別は許されないとの認識の下、これを解消することを目的とし、相談体制の充実、教育および啓発等の具体的施策について定めています。このような差別をなくすためにも、私たち一人ひとりが部落差別(同和問題)を正しく知り、理解することが大切です。

様々な人権

今回紹介した人権以外にも、日常生活を振り返ってみると人権を取り巻く様々な問題があります。例えば、高齢者や障害のある方、犯罪被害者とその家族の人権問題、災害時における人権問題、北朝鮮当局による拉致問題などが挙げられます。

認識不足や偏見で相手を傷つけ、人権を侵害することがないように、一人ひとりが人権についてより深く理解し、お互いを思いやることが重要です。

策定しました 墨田区人権啓発 基本計画

区では、人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的・計画的に推進するため「墨田区人権啓発基本計画(令和4年度～13年度)」を策定し、様々な取組を実施しています。詳細は区

ホームページをご覧ください。



悩んでいる方は、今すぐご相談を！



みんなの人権110番
☎0570-003-110

[受け付け]月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)



女性の人権ホットライン
☎0570-070-810

[受け付け]月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)



子どもの人権110番
☎0120-007-110

[受け付け]月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)



法律・人権相談

[とき]月・水・金曜日の午前10時～午後4時のうち30分(祝日・年末年始を除く)[ところ]すみだ区民相談室(区役所1階)[申込み]事前に、すみだ区民相談室 ☎5608-1616へ



がいこくじん
外国人のための人権相談

[相談方法]「法務省外国人のための人権相談」のページから各相談窓口へ



インターネット
人権相談

[相談方法]「法務省インターネット人権相談」のページから相談

